

判決年月日	平成22年11月17日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成21年（行ケ）10253号		
○ハードゼラチンカプセルについて，皮膜の低含有水分下における機械的強度の脆さ等を改善するために，可塑剤として＃４０００のポリエチレングリコールをゼラチンに対して一定の重量％で配合することは，各引用例により開示された技術的知見を組み合わせることにより，容易に想到し得るものということができるとして，これと異なる審決の判断に誤りがあるとした事例			

（関連条文）特許法29条2項

本件は、原告が、発明の名称を「ハードゼラチンカプセル及びハードゼラチンカプセルの製造方法」とする本件特許に対する無効審判請求について、特許庁が同請求は成り立たないとした本件審決の取消しを求める事案である。

本件は、次のとおり判示するなどして、本件発明は、引用例9（甲9）と引用例2（甲2）に開示された技術的知見を組み合わせることにより、容易に想到し得るものということができるとし、これと異なる審決の判断には誤りがあるとして、審決を取り消した。

「引用例9には、「グリセリン等の可塑剤をゼラチンに配合して得られるハードゼラチンカプセルであって、吸水性又は吸湿性物質を充填するための非フォーム状ハードゼラチンカプセル」（引用発明9）が開示されており、本件発明1とは、吸水性又は吸湿性物質を充填するための非フォーム状ハードゼラチンカプセルである点において共通しているが、本件発明1は、#4000のポリエチレングリコールを特定の含有量で含むのに対し、引用発明9は、グリセリン等の可塑剤を含み、その含有量を特に規定していない点において、両者は相違するものである。」

「当業者は、引用例9から、カプセルが外力により破壊されるか否かという耐衝撃性等の機械的強度も、カプセルと同一組成のフィルムで試験することができることを理解することができるというべきである。」

「引用例2には、低湿度下では、可塑剤としてグリセリンを10%又は20%配合したゼラチンフィルムと比較して、可塑剤としてPEG-3000を1%、3%又は5%配合したゼラチンフィルムの方が、耐衝撃強度が改善されることが開示されているといえる。」

「以上からすると、本件審決が、引用例2には、ゼラチン単独フィルムの耐衝撃強度の向上には、グリセリンよりも特定のポリエチレングリコールの方がよいことについて記載されているとは認められないとした判断は誤りといわざるを得ない。」

「引用発明9の、ハードゼラチンカプセルの低湿度環境におけるカプセルの破壊を改善する

目的で、引用例 2 により開示された技術的知見に基づき、ハードゼラチンカプセルを製造するために用いるゼラチン基剤の可塑剤として、グリセリンに代えて、グリセリンよりも低湿度下において優れた耐衝撃強度を与える PEG - 3000、あるいはそれに類似するポリエチレングリコールをゼラチンに対して 1 ~ 5 % 程度添加することは、当業者が容易に行い得ることであるものと認められる。

かかる添加割合は、本件発明における # 4000 のポリエチレングリコールの添加割合（3 % ~ 15 %）と重複する範囲であり、可塑剤の量は、硬カプセルでは数 % 以下とされていること、ゼラチンフィルムの衝撃耐性は、添加されるポリエチレングリコールの平均分子量及び濃度に影響されることは、引用例 2 及び 9 に開示されているのであるから、添加量の上限及び下限は、当業者が実験等により、適宜設定し得る事項であるということができる。」

「以上からすると、本件審決が、本件相違点について、グリセリン等の可塑剤に代えて引用例 2 又は 5 記載の特定のポリエチレングリコールを配合してみることは、当業者が容易に想到し得たとはいえないとした判断は誤りである。」